

1 春日市商工会への持込料金

※数量に関係なく本料金表の価格となります。なお基本料金はいただきません。

2 ご利用料金

※月間のご利用個数が9個以下の場合は、別途基本料金一律1,000円/月をいただきます。

単位：円（税込）

地域		沖縄	福岡	鳥取	徳島	滋賀	富山	新潟	茨城	宮城	北海道
			佐賀	島根	香川	京都	石川	長野	栃木	山形	
			長崎	岡山	愛媛	大阪	福井		群馬	福島	
			大分	広島	高知	兵庫	岐阜		埼玉	青森	
			熊本	山口		奈良	静岡		千葉	岩手	
			宮崎			和歌山	愛知		東京	秋田	
			鹿児島				三重		神奈川		
									山梨		
重量 K G	サイズ 3辺合計										
2	60	2,177	647	647	719	719	790	933	933	1,076	1,361
5	80	2,361	831	831	902	902	974	1,117	1,117	1,259	1,545
10	100	2,575	1,045	1,045	1,117	1,117	1,188	1,331	1,331	1,474	1,769
20	140	2,881	1,351	1,351	1,423	1,423	1,494	1,637	1,637	1,780	2,065
30	160	3,024	1,494	1,494	1,565	1,565	1,637	1,780	1,780	1,922	2,208

※離島については別途一律370円/個いただきます。（沖縄地区は除く）

3 冷蔵・冷凍料金

※ご利用料金が別途、加算いたします。

※沖縄地区は別途航空運賃が加算いたします。 ※春日商工会持込でのお取扱いはできません。

単位：円（税込）

サイズ	60	80	100	140	160
重量	2kg以下	2kg超5kg以下	5kg超10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
料金	200		300	600	

4 代引料金（別途、佐川急便への「eコレクト」申込が必要です）

※ご利用料金が別途、加算いたします。

※春日商工会持込でのお取扱いはできません。

単位：円（税込）

代引料金	1万円まで	3万円まで	10万円まで	30万円まで	50万円まで	100万円まで	100万円超え
代引手数料	336	441	651	1,071	2,121	3,171	4,221

「のりあい春日便」利用約款

(株)データプラスが提供する「のりあい春日便」利用に関し、次のとおり定める。

1. サービス名「のりあい春日便」

2. 集荷・配達について

集荷・配達については佐川急便株式会社とする。

3. サービス利用料金

別途(株)データプラスの定める料金表による。

(2) 運賃はお客様の3辺計(縦+横+高さの合計cm)と重量の(kg)によって5つの取り扱いサイズに分類される。

3辺計又は、重量の一方が規格を超えている場合は、超えているサイズを適用する。

(3) (株)データプラスは、経済状態の変化、物価の上昇、公租公課の増徴等を考慮して、運送料金を変更できるものとする。

4. 取扱条件

佐川急便(飛脚宅配便・飛脚フリーサイズパッケージ)約款に準ずる(株)データプラス指定の送り状を使用するものとする。

(2) 本サービス利用は申込した会社のみとし、第三者へ送り状を渡し、サービスの利用をさせてはならない。

(3) 荷物の返送は佐川急便から直接利用者へ着払いで配達となり、その際発生する運賃は利用者で佐川急便へ支払うこととする。

5. サービス利用料金の支払い

(株)データプラスが、サービス利用料金を毎月末にとりまとめ、利用者に対し翌月10日までに発送するものとする。

(2) 利用者は、当月分の利用料金を翌月末までに当社が指定する金融機関等に振込むものとする。

(3) 振込手数料は、利用者負担とする。

(4) 入金がない場合(株)データプラスは、利用を停止する事ができる。

6. 本サービスの利用資格

本約款を承認のうえ利用申込みをした春日市商工会の会員のうち、株式会社データプラスが適格と認めた場合のみ、本サービスを受けることができるものとする。

7. 契約の解除

株式会社データプラスは、利用者が次の各号の一に該当する場合は、該当相手方に何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるとし、その際、利用者は金銭債務について全額を直ちに支払わなければならない。

(1) 春日市商工会を脱会した場合。

(2) 利用料金の入金確認がとれない場合。

(3) 自己振出の手形又は小切手が不渡りになったとき。

(4) 差押え、仮差押えもしくは仮処分があったとき又は競売の申立てがあったとき。

(5) 破産、会社整理開始、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

(6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(7) 本約款の一に違反し、当該違反に関する催告後1ヶ月以内にこれを修復しないとき。

(8) その他財産状態が悪化し、又その恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

8. 損害賠償

お客様の取扱中において、破損等、佐川急便株式会社の責による損害賠償の事由が生じた場合は、佐川急便(飛脚宅配便・飛脚フリーサイズ)パッケージ)約款の定めによるものとする。

9. その他

サービス利用に関し疑義が生じた場合、信義誠実の原則に従い、利用者と協議するものとする。

FAXご利用申込書／ご記入・ご捺印の上、このまま送信して下さい。

フリガナ 会社名			
請求先 住所	〒		
	TEL.() - FAX.() -		
代表者	ご担当者 氏 名		
主な 取扱商品	代引利用の 有 無	有	無
「のりあい春日便」利用約款を承認の上「のりあい春日便」の利用を申し込みます			
令和 年 月 日		【お申込者名】	
(印)			

※ご記入いただいたお客様の情報は、当サービスの提供にあたり、提携法人へ連絡する際に通知されます。あらかじめ、ご了承ください。

※お客様の情報は、春日市商工会からの各種連絡・情報提供・お問い合わせのために利用させていただくことがあります。

上記太枠内のみご記入下さい。 下記の枠は事務処理欄です。

受付日	令和 年 月 日	サービス開始 予定日	令和 年 月 日	担当店		担当者	
お客様 コード							

春日市商工会 FAX.(092)575-0702